

あおもり女性人財バンク整備事業実施要綱

1 目 的

この要綱は本県において、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、県内の各分野で活躍している女性に関する情報を収集し、関係行政機関へ情報提供を行うことを目的として設置する「あおもり女性人財バンク」（以下、「人財バンク」という。）の整備等について、必要な事項を定めるものである。

2 登録の対象者

人財バンクに登録できる者は、県内に住所を有し、又は県内に住所を有する団体等に所属する満18歳以上の女性で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地域、団体、企業等において活躍している女性
- (2) 各分野で専門知識や技術、経験を有する女性
- (3) 県、市町村又は公的機関等の人財養成講座等を修了し、今後の活躍が期待できる女性

3 登録する情報の内容について

人財バンクに登録する情報は、登録に当たって承諾を得た当該女性の氏名、住所、経歴又は活動内容等、あおもり女性人財バンク登録カード（別紙第1号様式、以下「登録カード」という。）に定める内容の情報とする。

4 登録する情報の公表について

県民活躍推進課長（以下「課長」という。）は、登録された人財が広く活用されるよう登録カードの一覧データ（氏名・居住又は所属団体等所在市町村名・活動分野（専門分野））を行政機関に公表するものとする。

5 登録する情報の収集について

課長は、次の各号に掲げる者からあおもり女性人財バンク登録候補者推薦書（別紙第2号様式）により、推薦のあった者又は新聞や文献による情報若しくは人財養成講座等の修了者等の中から人財バンクの登録候補者を選定する。

- (1) 庁内各課（室）及び各地域県民局各部の長
- (2) 県教育庁各課長
- (3) 市町村長
- (4) 大学及び短期大学等の長
- (5) 女性団体の長
- (6) 男女共同参画審議会委員
- (7) その他関係機関・団体の長

6 情報の登録方法について

登録候補者として選定した女性に対して、登録カードへの必要事項の記入及び提出を依頼し、人財バンクへの登録の承諾を得た者について、提出された登録カードに基づきその情報を人財バンクに登録する。

7 情報の管理について

- (1) 人財バンクに登録された情報の管理は、課長が行う。
- (2) 課長は、8の(1)以外の事由で、人財バンクに登録された情報を何人に対しても提供してはならない。
- (3) 登録された情報は、県民活躍推進課内に設置されている書架及びコンピュータにおいて紙媒体及び電磁的記録（電子データ）により管理する。

8 情報の提供について

(1) 女性人財情報の提供

課長は、女性人財情報に係る提供の申出があった時は、その利用目的が、県及び市町村又はその他行政機関における各種審議会又は懇話会等の委員等の候補者として、適当な女性人財情報を必要とし、かつ、情報提供が適当と認められる場合に限り、登録カードの範囲内で必要な情報を閲覧させることができる。ただし、この提供は、課長が特定の登録者を推薦するものではなく、また、情報提供を求める者と人財バンク登録者との取り次ぎを行うものではない。

- (2) 課長は、情報の提供に当たって、あおり女性人財バンク情報提供記録簿（別紙第3号様式）を作成し、管理する。
- (3) 人財バンクから情報提供を受けた者は、その情報の活用結果をあおり女性人財バンク情報活用結果報告書（別紙第4号様式）により、速やかに課長に報告しなければならない。
- (4) 課長は、利用者が人財バンクを利用することにより得た情報について、保証責任を負うものではない。

9 庶務について

人財バンクに関する庶務は、こども家庭部県民活躍推進課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。